

## 取組メニューごとの取組内容

取組メニュー	支援対象となる取組内容
<b>A</b> (Aは以下のメニューから2つ選択)	
1 新たな品種導入による作期の分散	・従来と作期が異なる新たな品種を導入。また、作期分散計画を作成。
2 疎植栽培	次のいずれかを行い疎植栽培に取り組む ・生産コスト低減(26年比2%以上)が可能な本メニューに係る新たな取組を実施 ・疎植対応の機械を新たに導入 ※ 疎植のめやすは、移植密度が地域の慣行栽培における80%以下 など
3 乳苗移植栽培	次のいずれかを行いメニューに取り組む ・生産コスト低減(26年比2%以上)が可能な各メニューに係る新たな取組を実施
4 無代かき移植栽培	・ほ場の均平化を27年産作付前に実施 ※ 乳苗とは、2葉未満の苗(育苗日数が7~10日程度)
5 堆肥散布を踏まえた施肥	・施肥管理計画を作成し、堆肥散布、土壌分析、生育診断を踏まえた施肥を行う
6 土壌分析を踏まえた施肥	※ 堆肥散布の取組は堆肥中の肥料成分の把握、土壌分析はpH・窒素・リン・カリの分析、生育診断は草丈、茎数及び葉色値の測定が必要
7 生育診断を踏まえた施肥	
8 プール育苗	次のいずれかを行いメニューに取り組む ・生産コスト低減(26年比2%以上)が可能な各メニューに係る新たな取組を実施 ・専用の機械・装置※を新たに設置する ※ 育苗用のプール、温湯消毒用の温度・時間の測定機能がある機械、流し込み施肥専用の装置、側条施肥仕様の田植機、取組メニューの実施に係る専用の機械
9 温湯種子消毒	
10 流し込み施肥	
11 育苗箱全量施肥	
12 側条施肥	
13 農薬の育苗箱播種同時処理	農林水産省が承認した取組
14 農薬の田植え同時処理	
15 地域設定メニューの実施	
<b>B</b> 直播栽培の実施	次のいずれかを行い直播栽培に取り組む ・生産コスト低減(26年比4%以上)が可能な本メニューに係る新たな取組を実施 ・直播専用の播種機を新たに導入
<b>C</b> 農業機械の共同利用	・既存機械を廃棄し、かつ、機械を新たに導入(構成員が所有する法定耐用年数内の機械を共同利用に変更する場合も対象) ※ 対象となる機械は、トラクター、田植機、コンバイン

JA・市町村の皆さまへ

平成27年3月

# 米価下落対策として新たな対策を緊急的に実施します。

～稲作農業の体質強化緊急対策～

米農家が27年産米で行う資材費低減の取組等を支援します。

**最終募集を行います。**  
**締切は、**  
**平成27年3月19日(木)です!**

農林水産省

# 支援内容、支援額は次のとおりです。取り組みの効果を上げるため、地域でまとまって取り組みましょう。

## 対象作物

平成27年産主食用米



## 対象者

- 農地中間管理機構から農地を借り受けている農業者
- 認定農業者
- 認定新規就農者
- 集落営農
- 人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体
- 農業者が組織する団体(5戸以上。都道府県農業再生協議会長が特に必要と認める場合にあっては3戸以上。)

## 支援対象となる取組メニュー

A、B、Cいずれかひとつに対し、支援を受けることができます。

### A 肥料・農薬代などの資材費の低減や労働時間を短縮する取組を2つ以上実施

助成金額(万円)		
1ha未満	1ha以上2ha未満	2ha以上
2.0	3.0	1ha単位で2万円ずつ増

※: 20ha以上は41万円に固定



堆肥散布



プール育苗

#### (取組例)

- ・堆肥散布と土壌分析を踏まえた施肥を実施
- ・プール育苗と流し込み施肥を実施

※ 助成を受けた農業者は、取組実績を報告する必要があります。

### B 直播栽培の実施

助成金額(万円)		
1ha未満	1ha以上2ha未満	2ha以上
5.0	7.5	1ha単位で5万円ずつ増

※: 20ha以上は102.5万円に固定

### C 農業機械の共同利用

助成金額(万円)				
7ha未満	7ha以上10ha未満	10ha以上15ha未満	15ha以上20ha未満	20ha以上
25.0	42.5	62.5	87.5	125

## 支援を受けるためには・・・

① 最寄りの地域農業再生協議会に申込書を提出。

**締め切りは、平成27年3月19日(木)です!**

② 生産コスト低減計画※を作成し、計画に基づき取組を行うことを約束。

③ 地域農業再生協議会から支援。(6月以降を予定)

計画書に従って27年産米の生産へ!

取組実績の報告を忘れずに行ってくださいね!



※申込書、生産コスト低減計画書は、お近くの地域農業再生協議会にお問い合わせください。以下のホームページでもダウンロードできます。

[http://www.maff.go.jp/j/seisan/nosan/inasaku\\_kyouka.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/nosan/inasaku_kyouka.html)

## お問い合わせ先

		電話番号
農林水産省	生産局農産部穀物課	03-3597-0191
北海道農政事務所	農政推進部農政推進課	011-642-5473
東北農政局	生産部生産振興課	022-263-1111
関東農政局	生産部生産振興課	048-740-0409
北陸農政局	生産部生産振興課	076-232-4302
東海農政局	生産部生産振興課	052-223-4622
近畿農政局	生産部生産振興課	075-414-9020
中国四国農政局	生産部生産振興課	086-224-9411
九州農政局	生産部生産振興課	096-211-9663
内閣府沖縄総合事務局	農林水産部生産振興課	098-866-1653

HPアドレス : [http://www.maff.go.jp/j/seisan/nosan/inasaku\\_kyouka.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/nosan/inasaku_kyouka.html)